

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年8月8日

**【四半期会計期間】** 第148期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

**【会社名】** 日本精工株式会社

**【英訳名】** NSK Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 朝香 聖一

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区大崎一丁目6番3号

**【電話番号】** 03(3779)7111

**【事務連絡者氏名】** 執行役総務部長 相島 雅一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区大崎一丁目6番3号

**【電話番号】** 03(3779)7111

**【事務連絡者氏名】** 執行役総務部長 相島 雅一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第148期 当第1四半期連結累計(会計)期間	第147期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	191,462	772,036
経常利益	(百万円)	16,182	64,854
四半期(当期)純利益	(百万円)	9,614	42,613
純資産額	(百万円)	310,898	283,775
総資産額	(百万円)	851,974	828,580
1株当たり純資産額	(円)	545.21	495.61
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	17.78	78.84
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	17.78	78.79
自己資本比率	(%)	34.6	32.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,913	69,236
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,903	23,187
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,898	5,923
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	100,114	113,226
従業員数	(人)	25,836	25,069

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間における主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

(連結子会社)

新規設立による増加：恩斯克(中国)研究開発有限公司

杭州恩斯克万達電動轉向系統有限公司

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権 の所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容						
					役員の兼任等			資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
当社 役員 (人)	当社 社員 (人)	転籍 (人)									
(連結子会社) 恩斯克(中国) 研究開発有限 公司	中国, 昆山市	27,968千 中国元	産業機械軸 受、自動車 関連製品、 精密機器関 連製品の研 究開発	(100.0)  100.0	1	4	-	なし	なし	なし	なし
杭州恩斯克万 達電動轉向系 統有限公司	中国, 杭州市	3,255千 中国元	自動車関連 製品の製造 ・販売	60.0	1	2	-	なし	なし	なし	なし

(注) 議決権の所有割合( )内は間接所有割合を内数で示しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	25,836
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満である為、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	5,286
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満である為、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
産業機械軸受	62,972
自動車関連製品	92,407
精密機器関連製品	15,913
その他	4,316
合計	175,609

- (注) 1 金額は平均販売価格によっております。  
 2 上記生産実績は外注加工費及び購入部品費を含んでおります。  
 3 金額には消費税等相当分は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における事業の種類別セグメントごとの受注状況を示すと、次のとおりであります。当社グループは主として受注による生産を行っておりますが、一部見込みによる生産を行っております。なお、その他事業につきましては、重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
産業機械軸受	63,769	60,019
自動車関連製品	122,173	61,679
精密機器関連製品	10,384	9,002
合計	196,328	130,701

- (注) 1 金額は平均販売価格によっております。  
 2 金額には消費税等相当分は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
産業機械軸受	60,652
自動車関連製品	107,957
精密機器関連製品	14,904
その他	7,947
合計	191,462

- (注) 1 当社グループの製品は多品種であり、適切な数量表示が困難なため、金額のみによって表示しております。  
 2 金額には消費税等相当分は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1) 業績の状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のグローバル経済は、原油・原材料価格の高騰や米国サブプライムローンを発端とする金融不安の実体経済への波及により、減速傾向となりました。日本は、個人消費が伸び悩み、企業部門も輸出や生産が弱含みで推移し、設備投資が横ばいになるなど、景気回復は足踏み状態となりました。米国は、住宅投資の減少に加え、生産や設備投資も弱い動きとなり、景気後退が懸念される状況となりました。欧州はユーロ圏や英国の景気回復は緩やかなものとなりました。アジアは、中国、台湾、シンガポール等で景気拡大が続きました。

当社グループの事業領域におきましては、半導体関連向けの需要低迷や日本、北米、西欧等での自動車販売減少の影響は受けておりますが、中国・インド等新興市場での受注拡大や、産業機械軸受分野での資源・エネルギー関連の受注増加により、世界各地域の工場は概ね高水準の生産を続けました。

このような状況のもとで、当社グループは中期ビジョン「トータル・クオリティーにおいて業界No.1の会社になる」ことの達成に向け、体質強化を徹底し、リスクへの対応力を高めるとともに、製品品質や業務品質の向上に取り組んでおります。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,914億62百万円と前年同期に比べ4.7%の増収となりました。営業利益は、円高による輸出採算の悪化や原材料のコストアップを、売上・生産の拡大による物量増効果や外部調達コストの削減などではね返し、152億62百万円と前年同期に比べ3.2%の増益となりました。経常利益は161億82百万円と前年同期に比べ12.1%の増益となりました。

特別利益に固定資産売却益 4 億89百万円を計上し、税金費用及び少数株主利益を差し引いた後の四半期純利益は96億14百万円と、前年同期に比べ9.8%の増益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

### 産業機械軸受

一般産業向けの売上高は、日本では鉄鋼、工作機械や建設機械向けが好調でした。米州は一般機械、建設機械向けに加え電機向けも増加しました。欧州は風力発電向け、工作機械向けやアフターマーケット向けが大幅に増加しました。アジア地域では、中国の電機、工作機械、一般機械向けやインド向けが大幅に増加しました。

この結果、産業機械軸受の売上高は606億52百万円（前年同期比+7.2%）となりました。営業利益は、円高による輸出採算の悪化、生産能力増強に伴う設備費や労務費の増加を物量増効果や売値上げではね返し、81億98百万円（前年同期比+12.0%）となりました。

## 自動車関連製品

自動車軸受の売上高は、日本では、オートマチック・トランスミッション向けの拡販や需要増により、玉軸受やニードル軸受が増加しました。米州は、ブラジルの二輪車向けが好調でしたが、米国自動車メーカーの生産減少の影響もあり、横ばいとなりました。欧州はハブユニット軸受が増加しました。アジアは、中国のハブユニット軸受や小形円すいころ軸受が増加しました。

自動車部品の売上高は、日本では、拡販により電動パワーステアリングやオートマチック・トランスミッション用部品が増加しました。米州は、採用車種の生産終了によりステアリングコラムが減少しました。欧州は、拡販により電動パワーステアリングが増加しました。アジアは、タイや中国のステアリングコラムが増加しました。

この結果、自動車関連製品の売上高は1,079億57百万円（前年同期比+4.6%）となりました。営業利益は、物量増や外部調達コスト削減の効果はありましたが、円高による輸出採算の悪化、原材料のコストアップ、販管費の増加などにより61億26百万円（前年同期比 2.6%）となりました。

## 精密機器関連製品

グローバルに工作機械向けが堅調に推移し、米州やアジアでの拡販も加わり、ボールねじを中心に直動製品の売上が増加しましたが、液晶・半導体製造装置向け需要低迷の影響を受け、メカトロ製品や液晶パネル用露光装置の売上が減少しました。

この結果、精密機器関連製品の売上高は149億4百万円（前年同期比 9.1%）となりました。営業利益は、生産・販売の減少により14億5百万円（前年同期比 22.8%）となりました。

## その他

その他部門の売上高は、外部顧客向け鋼球の増加などにより141億76百万円（前年同期比+15.6%）となりました。営業利益は、物量増効果などにより9億43百万円（前年同期比+64.2%）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

## 日本

産業機械軸受の売上高は、鉄鋼向け、工作機械向けや建設機械向けが増加しました。自動車関連製品は、軸受は、オートマチック・トランスミッション向けの拡販や需要増により、玉軸受やニードル軸受が増加しました。自動車部品は、拡販により電動パワーステアリングやオートマチック・トランスミッション用部品が増加しました。精密機器関連製品は、工作機械向けは堅調に推移しましたが、半導体関連向けが減少しました。

この結果、日本の売上高は1,386億7百万円（前年同期比+7.1%）となりました。営業利益は、物量増効果はありましたが、円高による輸出採算の悪化、原材料のコストアップ、退職給付費用や販売管理費の増加などにより89億21百万円（前年同期比 15.0%）となりました。

## 米州

産業機械軸受の売上高は、米州は一般機械、建設機械向けや電機向けが増加しました。自動車関連製品は、軸受はブラジルの二輪車向けは好調でしたが、米国自動車メーカーの生産減少の影響もあり、横ばいとなりました。自動車部品の売上高は、採用車種の生産終了によりステアリングコラムが減少しました。精密機器関連製品は工作機械向けが増加したものの半導体関連向けが減少しました。

ドル安による円換算額の目減りもあり、米州の売上高は247億7百万円（前年同期比 10.5%）となりました。営業利益は、原材料のコストアップや販売管理費の増加などにより7億93百万円（前年同期比 11.3%）となりました。

## 欧州

産業機械軸受の売上高は、風力発電向け、工作機械向けやアフターマーケット向けが大幅に増加しました。自動車関連製品は、軸受はハブユニット軸受が増加しました。自動車部品は拡販により電動パワーステアリングが増加しました。精密機器関連製品は工作機械向けが増加しました。

この結果、欧州の売上高は373億98百万円（前年同期比 + 11.7%）となりました。営業利益は、物量増効果や外部調達コストの削減などにより35億5百万円（前年同期比 + 85.6%）となりました。

## アジア

産業機械軸受の売上高は、中国の電機、工作機械や一般機械向け、インド向けなどが大幅に増加しました。自動車関連製品は、軸受は中国のハブユニット軸受や小形円すいころ軸受が増加し、自動車部品は、タイや中国のステアリングコラムが増加しました。精密機器関連製品は、韓国、中国、台湾の直動製品が増加しましたが、台湾の液晶パネル用露光装置が減少しました。

この結果、アジアの売上高は296億77百万円（前年同期比 + 10.6%）となりました。営業利益は、物量増効果などにより32億45百万円（前年同期比 + 15.4%）となりました。

## (2) 財政状態の分析

総資産は、現金及び預金、受取手形及び売掛金、有形固定資産の増加等により、前連結会計年度末と比べて233億93百万円増加し、8,519億74百万円となりました。

負債は、短期借入金の増加がありましたが、1年内償還予定の社債の減少等により、前連結会計年度末と比べて37億28百万円減少し、5,410億75百万円となりました。

純資産は、四半期純利益の計上、その他有価証券評価差額金及び為替換算調整勘定の増加等により、前連結会計年度末と比べて271億22百万円増加し、3,108億98百万円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益166億71百万円、減価償却費92億99百万円等がありましたが、たな卸資産の増加90億82百万円、売上債権の増加74億4百万円、法人税等の支払67億49百万円等の支出により、129億13百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、成長が見込まれる分野への設備投資131億47百万円等により、129億3百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の償還100億円、配当金の支払51億68百万円等により、138億98百万円の支出となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,001億14百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成20年(2008年)4月23日開催の当社取締役会において、下記I.記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条柱書に規定されているものをいい、以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第127条第2号口に規定されているものをいいます。)として、下記の特定の者またはグループによって当社株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定いたしました。なお、本プランについては、平成20年(2008年)6月25日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において関連議案は承認されております。



・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っています。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えています。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をしていただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しています。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えています。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得るものです。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるため、平成18年（2006年）2月に平成20年度（2008年度）迄の3ヵ年中期経営計画を策定し推進しています。かかる中期経営計画においては、メーカーの原点である製品の品質はもとより、あらゆるサービスを含む全ての品質、即ち「トータル・クオリティーにおいて業界No.1の会社になる」ことを中期経営ビジョンとして掲げました。この中期経営ビジョンの達成に向けて、成長戦略と体質改善の推進という二本の大きな柱のもと、生産力の強化 製品開発力の強化 グローバルマネジメントの強化 海外事業の収益力強化 の施策を重点的に推進し、収益力を重視した成長を目指すとともに、規模の拡大に偏ることなく強い会社作りを目指しています。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

## 2. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年（1999年）には、当社は執行役員制度を導入のうえ、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年（2003年）には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年（2004年）には委員会等設置会社に移行し、平成18年（2006年）には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的

当社は、上場会社であるため、当社の株式は株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。しかしながら、昨今のわが国の資本市場の状況を考慮すると、株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や時間が提供されず、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。そして、当社が株式の大量の買付行為の提案を受けた場合において、株主の皆様が、上記記載の当社グループと当社グループの様々なステークホルダーとの相互関係及び当社グループの使命並びに上記記載の基本方針の実現に資する特別な取組み等を踏まえた当社の企業価値と株式の大量の買付行為の具体的な条件・方法等を踏まえた株式の大量の買付行為の提案の内容とをそれぞれ十分に理解された上で、当該株式の大量の買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うことは、短期間では困難であると考えられます。また、その他、株式の大量の買付行為の中には、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれのあるものがあり得ます。

そこで、当社は、株式の大量の買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにし、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を損なうおそれのある株式の大量の買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保・向上させるため、上記記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本プランを導入いたしました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者（下記(2)において定義されます。）が大量買付行為（下記(2)において定義されます。）を行うにあたり、本プランに定められた所定の手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従うことを要請するとともに、大量買付ルールに従わない大量買付行為がなされる場合や、大量買付ルールに従った場合であっても一定の場合には、当社取締役会または当社株主総会の決議に基づいて、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権無償割当てを行うものです。

### (2) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下同じとします。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、以下同じとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）の合計

を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとし、

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

### (3) 大量買付ルールの設定

#### ア．「意向表明書」の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、大量買付ルールに従う旨の誓約等を日本語で記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

「意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

#### (ア) 大量買付者の概要

氏名または名称及び住所または所在地

代表者の氏名

会社等の目的及び事業の内容

大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要

国内連絡先

設立準拠法

(イ) 大量買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ) 大量買付者が提案する大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大量買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注4）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

(エ) 大量買付ルールに従う旨の誓約

なお、「意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

注4：重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。

#### イ. 「本必要情報」の提供

上記ア.の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、大量買付者には、以下の手順に従い、当社代表執行役社長宛に、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日（注5）以内に、大量買付者から提供していただくべき本必要情報を記載したリストを当該大量買付者に対して交付いたします。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて適宜当社取締役会から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けた上で、取締役会の決議により当該情報だけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

注5：営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

なお、大量買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として、本必要情報の一部に含まれるものとします。

大量買付者及びそのグループ会社等（共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験に関する情報を含みます。）

大量買付行為の目的及び内容（大量買付行為の買付対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

大量買付行為の買付対価の算定根拠及びその支払いのための資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

大量買付行為完了後に予定している当社及び当社グループ会社に係る経営者候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策

当社及び当社グループの会社の顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

#### ウ. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報を受領した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大量買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。但し、当社取締役会は、当社取締役全員（但し、やむを得ない事由（取締役の重度の病気、交通機関の事故、天災地変等の不可抗力等やむを得ない事情による場合に限り、）により当該取締役会決議に参加できない取締役を除きます。）が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を必要な範囲内で、最大30日間延長できるものとします。取締役会評価期間を延長する場合には、延長が必要とされる理由及び延長する期間を大量買付者に対して通知すると共に、当社株主の皆様を開示いたします。

取締役会評価期間は、当社取締役会が、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付者による本必要情報の提供が完了したと判断した日の翌日から開始します。当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### (4) 対抗措置の発動

##### ア. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねるものとします。また、当社取締役会は、当該大量買付行為が次のいずれかの類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）

当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社株式の取得を行っている場合

当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する目的で、当社株式の取得を行っている場合

当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをすることにある場合

大量買付者の提案する買収の方法が、強圧的二段階買付け（第一段階の買付けで当社株式の全てを買い付けられない場合の二段階目の買付けの条件を不利に設定しもしくは明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株式の流通性に関する懸念を惹起せしめるような株式の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株式の売却を強要するおそれがある場合

#### イ. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定いたします。

但し、当社取締役会が、大量買付者による大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、上記ア.に記載の場合を含め、対抗措置発動に係る当社取締役会の決定（株主総会の決議に基づく場合を除きます。）は、取締役全員（但し、やむを得ない事由（取締役の重度の病気、交通機関の事故、天災地変の不可抗力等やむを得ない事情による場合に限り）により当該取締役会決議に参加できない取締役を除きます。）が出席する取締役会の全会一致の決議によるものとします。

#### (5) 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、上記(4)のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程



するものとしませんが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとし、但し、当社取締役会は、株主総会において株主の皆様が判断するための情報に関し、重要な変更が発生した場合には、株主総会のための基準日を設定した後であっても、当該基準日の変更、及び株主総会の開催の延期もしくは中止をすることができるものとし、

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとし、なお、大量買付者が株主総会終結時までに大量買付行為を開始したときは、当社取締役会は、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとし、

上記にかかわらず、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を株主の皆様のご判断に委ねるのが相当であり、対抗措置を発動することが適切ではないと判断する場合には、株主総会を開催しないことができるものとし、この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動しません。

#### (6) 対抗措置の内容

本プランにおける対抗措置としては、新株予約権無償割当てを行います。かかる新株予約権無償割当てに係る新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙Bに記載のとおりといたします。

#### (7) 対抗措置発動の中止または撤回について

当社取締役会または当社株主総会において対抗措置の発動が決議された後、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上という観点から、発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止または撤回を行うことがあります。

但し、本新株予約権の無償割当ての割当期日（以下「割当期日」といいます。）に係る権利落ち日（割当期日の3営業日前の日を意味します。以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して、本権利落ち日より前に当社の株式の売買を行われた投資家の皆様は株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止されないものとし、

### 3. 株主・投資家に与える影響等

#### (1) 本プランの導入時に株主・投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主・投資家に与える影響

当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社取締役会または当社株主総会が別途定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が新株予約権無償割当ての方法により割り当てられます。株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様が有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会または当社株主総会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記2.(7)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆様及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、株主の皆様が権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金額の払込その他本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じることになります（但し、当社が本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得することができる場合において、当社が取得の手續をとり、本新株予約権の取得の対価として株主の皆様が当社普通株式を交付する場合は除きます。）。

なお、当社は、上記2.(7)のとおり、当社取締役会または当社株主総会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、大量買付者が大量買付行為を撤回したなどの理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当ての中止、または、本新株予約権の無償取得を行うことはありません。

#### 4. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

##### (1) 名義書換の手続き

対抗措置として、当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し本新株予約権が無償にて割当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された割当期日までに速やかに株式の名義書換手続きを完了していただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託されている株券については、名義書換手続は不要です。

##### (2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられますので、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続を取っていただく必要はありません。

##### (3) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主の皆様が非適格者（別紙Bに定義される。以下同じとします。）でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数の当社普通株式の発行を受けることになります。

##### (4) 取得条項付本新株予約権について取得手続が取られた場合

取得条項を付して本新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社が所定の手続を取れば、取得の対象として決定された本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、非適格者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

## (5) その他

上記のほか、割当方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または当社株主総会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 5. 本プランの適用開始と有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで（平成23年（2011年）6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を得るものとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、法令の新設または改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、当社株主の皆様の不利益を与えない場合に限り、当社取締役会の決議により適切な内容に修正することができるものとします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他の事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表いたします。

## 6. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年（2005年）5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

### (2) 本プランが企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されていること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として導入したものであり、株主の皆様が必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、大量買付行為の提案に応じるか否か、あるいは対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組みとなっています。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において本プランの導入に関連する議案（定款変更議案及び本プランの導入に関する議案）をお諮りし、かかる議案がいずれも承認され、本プランを導入しました。

また、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するため株主総会を開催し、大量買付行為に対して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると判断した場合には、株主総会を開催し、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

さらに、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該時点で本プランは廃止されることから、この点でも株主の皆様の意思が反映されます。

(4) 対抗措置発動における取締役会による恣意的な判断を排除するための仕組みの確保

本プランでは、いわゆる独立委員会は設置されておりませんが、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、上記(3)に記載のとおり、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしております。

また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決定する場合には、上記2.(4)に記載のとおり、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会の全会一致の決議によることとしております。

従いまして、本プランでは、対抗措置発動における当社取締役会による恣意的な判断を排除するための仕組みが確保されています。

(5) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記2.(4)及び(5)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

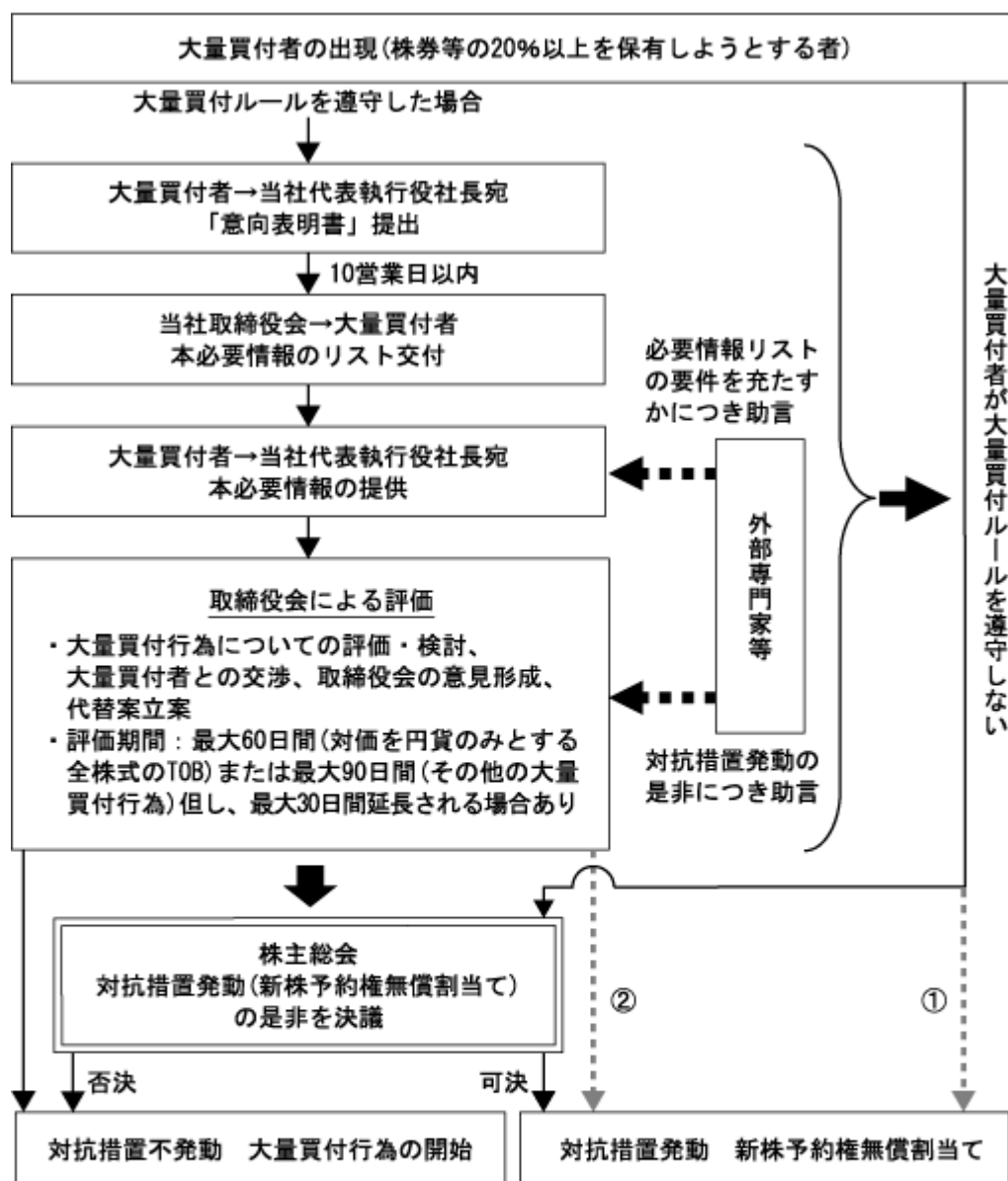
(6) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5.のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が賛成した場合には、いつでも廃止することができるものであり、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており（定款第23条第1項）、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上

本プランに係る手続の流れの概要



[注] 当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動することがあります。但し、この発動にかかる決定は、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議によります。  
 ① 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合  
 ② 大量買付行為がⅢ. 2. (4)ア. 記載の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合

このフローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本プランの詳細については、本文をご参照ください。

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当対象株主及びその発行条件

当社取締役会または当社株主総会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで本新株予約権を割当てるとします。

### 2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的となる株式の総数は、割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除きます。）の総数を減じた株式数を上限とする。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会または当社株主総会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 3. 株主に割当てると本新株予約権の総数

本新株予約権の割当総数は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数とします。当社取締役会または当社株主総会は、複数回にわたり本新株予約権の割当てを行うことがあります。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会または当社株主総会が定める額とします。

### 5. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

### 6. 本新株予約権の行使条件

特定大量保有者（注1）、特定大量保有者の共同保有者（注2）、特定大量買付者（注3）、特定大量買付者の特別関係者、もしくはこれら乃至の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、これら乃至に該当する者の関連者（注4）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。



#### 7. 当社による本新株予約権の取得の条件

当社は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

#### 8. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他当社取締役会または当社株主総会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

以上

(注1) 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

(注3) 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注4) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

・ 上記 . の取組みについての取締役会の判断

上記 . の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させることにより、上記 . 記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を毀損するおそれがある当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記 . の取組みは、上記 . の基本方針に資するものであると考えております。

従いまして、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・ 上記 . の取組みについての取締役会の判断

上記 . の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために導入されたものです。また、上記 . の取組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大量買付行為を行おうとする大量買付者に対して株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう場合には取締役会決議により発動できません。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記 . の基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。さらに、上記 . の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決定する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会の全会一致の決議によることとしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 . の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従いまして、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、25億41百万円であります。  
なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等の計画に重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
計	1,700,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	551,268,104	551,268,104	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	
計	551,268,104	551,268,104		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく、ストック・オプションの概要は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	35(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	531(注)3
新株予約権の行使期間	自平成16年8月18日 至平成21年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 531 資本組入額 266
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、従業員または当社関係会社の取締役であることを要する。但し、その地位を失った後も、本年株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従い権利を行使することができる。 その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。  
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。  
3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、本件新株予約権の行使の場合、及び当社第139期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式の当該総会決議に基づくストック・オプションの権利者への譲渡の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

尚、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	432(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	432,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	615(注)3
新株予約権の行使期間	自平成17年8月18日 至平成22年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 615 資本組入額 308
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、従業員または当社関係会社の取締役であることを要する。但し、その地位を失った後も、本年株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従い権利を行使することができる。 その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。但し、本件新株予約権の行使の場合、及び当社第139期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式の当該総会決議に基づくストック・オプションの権利者への譲渡の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

尚、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

会社法第236条、第238及び第239条の規定に基づく、ストック・オプションの概要は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	662(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	662,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	928(注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年8月25日 至平成23年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 928 資本組入額 464
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、従業員、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(但し、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$



また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、本件新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

尚、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下、組織再編行為という。）をする場合においては、本新株予約権者に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を下記の条件で交付することができる。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

行使条件及び取得条件

上記「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の消却事由及び消却の条件」に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成19年 6月26日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年 6月30日)
新株予約権の数(個)	743(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	743,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,312 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成19年 8月28日 至 平成24年 8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,312 資本組入額 656
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、従業員、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(但し、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、本件新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

尚、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

その他の行使条件及び取得条件

上記「新株予約権の行使の条件」及び「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日		551,268		67,176		77,923

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、明治安田生命保険相互会社及び安田投信投資顧問株式会社から平成20年6月17日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成20年6月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	26,985	4.90
安田投信投資顧問株式会社	東京都千代田区神田美土代町7番地	848	0.15

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,281,000		
	(相互保有株式) 普通株式 661,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 538,480,000	538,480	
単元未満株式	普通株式 1,846,104		
発行済株式総数	551,268,104		
総株主の議決権		538,480	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式		323株
相互保有株式	八木工業(株)	221株
	N S Kワナー(株)	98株

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) 日本精工(株)	東京都品川区大崎 1 6 3	10,281,000	-	10,281,000	1.86
(相互保有株式) N S Kワナー(株)	東京都品川区大崎 1 6 3	420,000	-	420,000	0.08
井上軸受工業(株)	大阪府堺市一条通 19 21	200,000	-	200,000	0.04
八木工業(株)	群馬県高崎市倉賀野町 3121	28,000	-	28,000	0.01
(株)野村鐵工所	富山県高岡市戸出春日 796 1	13,000	-	13,000	0.00
計		10,942,000	-	10,942,000	1.98

(注) 相互保有株式におきまして株主名簿上は中外商事(株)名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。尚、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	881	1,046	1,077
最低(円)	719	803	920

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	72,934	66,259
受取手形及び売掛金	151,714	137,439
有価証券	31,837	51,600
製品	63,504	57,860
原材料及び貯蔵品	11,382	10,156
仕掛品	38,935	33,832
その他	46,362	48,488
貸倒引当金	1,265	1,223
流動資産合計	415,406	404,412
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1 79,796	1 77,773
機械装置及び運搬具（純額）	1 134,921	1 125,577
その他（純額）	1 59,096	1 64,704
有形固定資産合計	273,814	268,055
無形固定資産		
無形固定資産	10,442	10,520
投資その他の資産		
投資有価証券	97,547	91,051
前払年金費用	44,066	43,830
その他	11,482	11,499
貸倒引当金	785	789
投資その他の資産合計	152,310	145,591
固定資産合計	436,567	424,167
資産合計	851,974	828,580



(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	131,691	130,966
短期借入金	90,253	84,787
1年内償還予定の社債	-	10,000
未払法人税等	6,115	6,199
その他	63,002	62,364
流動負債合計	291,063	294,318
固定負債		
社債	127,000	127,000
長期借入金	43,565	42,625
退職給付引当金	30,719	36,592
役員退職慰労引当金	1,234	1,202
環境対策引当金	202	268
その他	47,289	42,795
固定負債合計	250,011	250,486
負債合計	541,075	544,804
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,313	78,304
利益剰余金	147,082	154,846
自己株式	4,138	4,134
株主資本合計	288,434	296,193
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22,937	18,216
為替換算調整勘定	16,633	21,586
英国子会社等の退職給付債務処理累計額	-	24,909
評価・換算差額等合計	6,304	28,279
新株予約権	203	170
少数株主持分	15,956	15,690
純資産合計	310,898	283,775
負債純資産合計	851,974	828,580

(2) 【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	191,462
売上原価	148,751
売上総利益	42,711
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 27,448
営業利益	15,262
営業外収益	
受取利息	417
受取配当金	739
持分法による投資利益	1,058
その他	1,250
営業外収益合計	3,465
営業外費用	
支払利息	1,546
その他	999
営業外費用合計	2,545
経常利益	16,182
特別利益	
固定資産売却益	489
特別利益合計	489
税金等調整前四半期純利益	16,671
法人税等	<sup>2</sup> 6,541
少数株主利益	515
四半期純利益	9,614

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	16,671
減価償却費	9,299
のれん償却額	171
貸倒引当金の増減額（は減少）	26
退職給付引当金及び前払年金費用の増減額	611
受取利息及び受取配当金	1,156
支払利息	1,546
持分法による投資損益（は益）	1,058
有形固定資産売却損益（は益）	489
売上債権の増減額（は増加）	7,404
たな卸資産の増減額（は増加）	9,082
仕入債務の増減額（は減少）	49
その他	8,987
小計	16,895
利息及び配当金の受取額	4,050
利息の支払額	1,283
法人税等の支払額	6,749
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>12,913</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の増減額（は増加）	318
有価証券の取得による支出	3,500
有価証券の売却による収入	4,300
有形固定資産の取得による支出	13,147
有形固定資産の売却による収入	809
投資有価証券の取得による支出	436
投資有価証券の売却による収入	45
貸付けによる支出	19
貸付金の回収による収入	34
その他	670
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>12,903</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額（は減少）	436
長期借入れによる収入	1,364
長期借入金の返済による支出	368
社債の償還による支出	10,000
自己株式の取得による支出	12
配当金の支払額	5,168
少数株主への配当金の支払額	336
その他	187
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>13,898</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	775
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>13,112</b>
現金及び現金同等物の期首残高	113,226
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>100,114</b>

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より海外2社を新たに連結子会社としております。 その会社名は以下のとおりであります。 (会社設立による増加) 恩斯克(中国)研究開発有限公司 杭州恩斯克万達電動轉向系統有限公司  (2) 変更後の連結子会社の数 89社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 たな卸資産については、従来、製品及び原材料は主として総平均法に基づく低価法、仕掛品は主として総平均法に基づく原価法、貯蔵品は移動平均法に基づく原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、評価基準を原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。  (2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 また、これにより利益剰余金は17,378百万円減少しておりますが、主なものは「評価・換算差額等」に表示していた「英国子会社等の退職給付債務処理累計額」のうち、一部を振替えたことによるものであります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、有形固定資産の耐用年数を見直した結果、有形固定資産のうち、機械装置の耐用年数を変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、552,618百万円 であります。</p> <p>偶発債務ほか (1)保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手先</th> <th>金額(百万円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社従業員</td> <td>86</td> <td>財形貸付融資</td> </tr> <tr> <td>MSPインダストリーズ社</td> <td>295</td> <td>銀行借入</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>381</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高は8,078百 万円であります。</p> <p>(3) 営業許可に伴う契約債務 ポーランド・ヴァウブジフ市の特別経済区にて許 可されたNSKステアリングシステムズ・ヨーロッ パ(ポーランド)社の営業許可に関し、平成21年3 月31日までに128,000千ズローチの投資を行なうこ ととなっており、当第1四半期連結会計期間まで の実績は124,235千ズローチであります。</p>	相手先	金額(百万円)	内容	当社従業員	86	財形貸付融資	MSPインダストリーズ社	295	銀行借入	計	381		<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、540,343百万円 であります。</p> <p>偶発債務ほか (1)保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手先</th> <th>金額(百万円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社従業員</td> <td>92</td> <td>財形貸付融資</td> </tr> <tr> <td>MSPインダストリーズ社</td> <td>333</td> <td>銀行借入</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>426</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高は8,239百 万円であります。</p> <p>(3) 営業許可に伴う契約債務 ポーランド・ヴァウブジフ市の特別経済区にて許 可されたNSKステアリングシステムズ・ヨーロッ パ(ポーランド)社の営業許可に関し、平成21年3 月31日までに128,000千ズローチの投資を行なうこ ととなっており、当連結会計年度までの実績は 80,463千ズローチであります。</p>	相手先	金額(百万円)	内容	当社従業員	92	財形貸付融資	MSPインダストリーズ社	333	銀行借入	計	426	
相手先	金額(百万円)	内容																							
当社従業員	86	財形貸付融資																							
MSPインダストリーズ社	295	銀行借入																							
計	381																								
相手先	金額(百万円)	内容																							
当社従業員	92	財形貸付融資																							
MSPインダストリーズ社	333	銀行借入																							
計	426																								

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給料及び賞与 9,764百万円 退職給付引当金繰入額 200百万円 役員退職慰労引当金繰入額 68百万円</p> <p>2 当第1四半期連結累計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により 計算しているため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	72,934百万円
預入期間が 3か月を超える定期預金	646百万円
有価証券勘定より	
政府短期証券	1,998百万円
マネー・マネジメント・ ファンド等	24,327百万円
流動資産のその他勘定より	
売掛債権等信託受益権	1,500百万円
現金及び現金同等物	100,114百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 551,268,104株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,672,147株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 203百万円(親会社 203百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	5,409	10.00	平成20年3月31日	平成20年6月13日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	産業機械 軸受 (百万円)	自動車 関連製品 (百万円)	精密機器 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	60,652	107,957	14,904	7,947	191,462	-	191,462
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	6,228	6,228	(6,228)	-
計	60,652	107,957	14,904	14,176	197,690	(6,228)	191,462
営業利益	8,198	6,126	1,405	943	16,674	(1,411)	15,262

(注) 1 事業の種類区分は、当社の内部管理上の区分によっております。

2 各事業区分に属する主要製品

産業機械軸受：標準玉軸受(ミニアチュア軸受・小径軸受・並径軸受)

一般産業用軸受(大形玉軸受・円すいころ軸受・円筒ころ軸受・

自動調心ころ軸受・精密軸受)

自動車関連製品：ハブユニット軸受、ニードル軸受、小形円すいころ軸受、標準玉軸受、

ステアリング、電動パワーステアリング、自動変速機(AT)用部品

精密機器関連製品：ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ、

液晶パネル用露光装置

その他：機械設備、鋼球等

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	108,004	24,417	35,867	23,173	191,462	-	191,462
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	30,603	290	1,531	6,504	38,929	(38,929)	-
計	138,607	24,707	37,398	29,677	230,391	(38,929)	191,462
営業利益	8,921	793	3,505	3,245	16,465	(1,202)	15,262

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

米州：米州、カナダ、メキシコ、ブラジル等

欧州：英国、ドイツ、ポーランド等欧州諸国等

アジア：東アジア及び東南アジア諸国、インド、オーストラリア等



【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	米州	欧州	アジア	計
海外売上高（百万円）	24,897	36,230	34,816	95,944
連結売上高（百万円）	-	-	-	191,462
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	13.0	18.9	18.2	50.1

- (注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。  
 2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 3 各区分に属する主な国又は地域  
     米州：米国、カナダ、メキシコ、ブラジル等  
     欧州：英国、ドイツ、ポーランド等欧州諸国等  
     アジア：東アジア及び東南アジア諸国、インド、オーストラリア等

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 545円21銭	1株当たり純資産額 495円61銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	310,898	283,775
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	16,159	15,861
(うち新株予約権)(百万円)	(203)	(170)
(うち少数株主持分)(百万円)	(15,956)	(15,690)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	294,738	267,913
1株当たりの純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	540,595	540,577

2. 1株当たり四半期純利益金額等

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	17円78銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	17円78銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	9,614
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	9,614
普通株式の期中平均株式数(千株)	540,591
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	159
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 8 日

日本精工株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 雅 一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 沼 田 徹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 口 弘 和 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精工株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。